

重要事項説明書

1. 事業者

法人名	公益社団法人 北九州市八幡医師会
代表者名	会 長 西 田 英 一
所在地	〒805-0062 北九州市八幡東区平野 2 丁目 1 番 1 号
電話番号	0 9 3 - 6 6 1 - 6 0 3 5
FAX 番号	0 9 3 - 6 6 1 - 1 5 1 0

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業所の名称	八幡医師会介護保険総合センター
事業所所在地	〒805-0062 北九州市八幡東区平野 2 丁目 1 番 1 号
電話番号	0 9 3 - 6 8 1 - 3 3 1 1
FAX 番号	0 9 3 - 6 8 1 - 3 3 1 7
介護保険指定番号	4 0 7 0 6 0 0 2 2 8
管理者氏名	若杉 麻紀
開設年月日	平成 1 1 年 1 1 月 1 日
サービス提供区域	八幡東区・八幡西区

3. 事業の目的と運営方針

1) 基本理念

保健・医療・福祉の連携のもと、公正中立の立場で、確かな知識と技術、誇りをもって、利用者のご家族の安寧な在宅生活に寄与する。

2) 事業の目的

公益社団法人北九州市八幡医師会が運営する八幡医師会介護保険総合センターは、要介護状態にある利用者に対し適切な「居宅介護サービス計画」を作成するとともに、その計画に従ったサービスが適切に提供されるよう、サービス事業者と連絡調整を図るなど利用者のご家族が安寧な在宅生活を送れるよう居宅介護支援を提供します。

3) 運営方針

- (1) 事業は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう適切なサービスが提供されるよう配慮します。
- (2) 事業は、利用者が要介護状態から要支援状態になった場合には地域包括支援センターに利用者に関わる必要な情報を提供するなどの連携を図ります。
- (3) 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

- (4) 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないよう公平かつ中立に実施します。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (5) 事業は、ケアプランに位置付けるサービス事業所に関し、利用者の求めに応じ複数の事業所を紹介します。また、利用者より当該事業所を位置付けた理由を求められた場合は説明を行ない、理解が得られるよう努めます。
- (6) 事業は、利用者が入院した場合、利用者又はその家族より担当介護支援専門員の氏名等を入院先に伝えるよう依頼し、医療機関との連携促進を図ります。
- (7) 事業は、関係市町村、地域包括支援センター等地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- (8) 事業は、「個人情報保護に関する法律」の規定にしたがって、個人情報の保護に努めます。
- (9) 従業員の内部研修の実施、また外部での研修受講を奨励しています。
- (10) 事業は、利用者又は他の利用者等の生命また身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

4. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者 (主任介護支援専門員)	1名(兼務)	———	業務を統括 ケアマネジメントも担当
介護支援専門員	2名以上	1名以上	ケアマネジメントを担当
事務職員	1名	1名	事務業務を担当

5. 営業日

営業日	営業時間	*24 時間連絡可能な体制をとっています。
月曜日～金曜日	午前 9 時～午後 5 時	

(但し、国民の休日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日は除く)

6. サービスの内容

- (1) 居宅介護サービス計画（ケアプランの作成）
- (2) 要介護認定の申請代行
- (3) 施設入所支援
- (4) 給付管理表の作成

7. サービス利用料及び利用者負担

当事業所が提供するサービスについて、介護保険適用となる場合にはご契約者の利用料負担はありません。

ただし、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1 ヶ月につき要介護度に関係なく下記サービスの利用料金を全額一度お支払いください。その際、指定居宅介護支援提供証明書を発行しま

す。指定居宅介護支援提供証明書を後日各区の窓口へ提出しますと保険給付分の払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）（要介護１・２）	１１，０８８円／月	
居宅介護支援費（Ⅰ）（要介護３・４・５）	１４，４０６円／月	
特定事業所加算（Ⅱ）※注１	４，２９８円／月	
特定事業所医療介護連携加算 ※注１	１，２７６円／月	
初回加算	３，０６３円／回	左記のサービス は該当された場 合に算定します
入院時情報連携加算（Ⅰ）	２，５５３円／回	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	２，０４２円／回	
退院・退所加算（Ⅰ）イ	４，５９４円／回	
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	６，１２６円／回	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	６，１２６円／回	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	７，６５７円／回	
退院・退所加算（Ⅲ）	９，１８９円／回	
通院時情報連携加算	５１０円／回	
緊急時等居宅カンファレンス加算	２，０４２円／回	
ターミナルケアマネジメント加算 ※注２	４，０８４円／回	
介護職員等処遇改善加算 ※注３	基本サービス費に各種加算・減算を 加えた総単位数×１０．２１円の ２．１％	

（注１） 当事業所は特定事業所加算Ⅱ・特定事業所医療介護連携加算を算定しております。加算の算定要件は下記のとおりです。

【特定事業加算（Ⅱ）算定要件】

- （１） 常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を配置していること。
- （２） 常勤かつ専従の介護支援専門員を３名以上配置していること。
- （３） 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- （４） ２４時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者などの相談に対応する体制を確保していること。
- （５） 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- （６） 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- （７） 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- （８） 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- （９） 介護支援専門員１人当たりの利用者の平均件数が４５件以上でないこと。
- （１０） 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- （１１） 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施していること。

- (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

【特定事業所医療介護連携加算算定要件】

- (1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること。
- (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。
- (3) 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。

(注2) ターミナルケアマネジメント加算は算定する場合は利用者又はその家族から下記の内容に同意を得たうえで算定します。

- (1) ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること。
- (2) 担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること。
- (3) 把握した心身の状況等の情報を記録すること。
- (4) 把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること。
- (5) 必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること。

(注 3) 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

8. その他の利用料

- (1) 2. のサービス提供区域にお住まいの方の交通費は無料です。それ以外の地域の方は、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の料金をお支払いいただきます。

通常の事業実施地域を越えた地点から、往復 400 円

- (2) その他の費用は月毎の精算とし、翌月 15 日頃にご請求いたします。
25 日までに指定の口座へお振込みをお願いいたします。ご入金確認後、領収書を発行いたします。

9. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 当事業所では、介護支援専門員が居宅介護支援を行う際、ICT を活用して利用者の情報を医療関係職種などと共有する場合があります。また、医療関係職種が ICT を用いて記録した利用者の医療・ケアに関する情報を、当事業所が取得し、支援に活用することがあります。

10. 苦情申し立て先

- (1) サービスや個人情報の取り扱いに関する相談・苦情について、次の窓口で対応いたします。

利用者相談窓口 (八幡医師会 介護保険総合センター)	担当者 : 若杉 麻紀 利用時間 : 平日 午前9時～午後5時 利用方法 : 電話 093-681-3311 来所(所在地 八幡東区平野2丁目1-1) ※来所をご希望の場合は日時をお知らせ下さい
----------------------------------	---

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

八幡東区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	所在地 北九州市八幡東区中央1-1-1 電話番号 093-671-0801(内472) F A X 093-662-2781 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時
八幡西区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当	所在地 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 電話番号 093-642-1441(内472) F A X 093-642-2941 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時
福岡県国民健康 保険団体連合会介護保険課 介護サービス相談係	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 F A X 092-642-7857 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時

11. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (2) 当事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

12. 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

13. 権利擁護に関する措置

職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

15. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

<事業者>

事業者名 公益社団法人 北九州市八幡医師会

代表者名 会 長 西 田 英 一 印

<説明者>

所属 八幡医師会介護保険総合センター

氏名 印

私は本書面により、事業者から居宅介護支援について説明を受け、了承いたしました。

<利用者>

氏 名 印

<代筆者（本人が署名できない場合）>

氏 名 (続柄) 印

<利用者代理人（選任した場合）>

氏 名 印